

副本

令和元年（ワ）第 33338 号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 外 2 名

答 弁 書

令和 2 年 1 月 20 日

東京地方裁判所民事第 16 部 C 係 御中

〒530-0005 大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 4 号
中之島フェスティバルタワー・ウエスト 11 階
きっかわ法律事務所（送達場所）
電話 06-6201-2970
FAX 06-6201-2980

被告九州旅客鉄道株式会社訴訟代理人

弁護士 西 出 智 幸



弁護士 高 田 翔 行



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告九州旅客鉄道株式会社に対する請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 「紛争の要点（請求の原因）」に対する認否

以下の各事実は認め、原告の主張する訴訟物の内容は明確ではないが、原告の法的主張は争う。なお、原告の主張するその余の事実は、訴訟物の特定に関する「第3 求釈明」に対する回答を待った上で、必要な範囲で追って認否を行う予定である。

- ① 2019年8月6日の「のぞみ138号」は、被告東海旅客鉄道株式会社が保有する車両によって運行されており、喫煙ルームを有する車両が存在したこと。
- ② 被告九州旅客鉄道株式会社（以下「被告JR九州」という。）が、禁煙推進学術ネットワークと称する団体から甲21、甲23、甲25の各書面を受領し、これらに対し、それぞれ、甲22、甲24、甲26の書面によって回答したこと。
- ③ 被告JR九州が、原告から甲27の書面を受領し、これに対し、甲28の書面によって回答したこと。

第3 求釈明

訴状のよって書きに相当すると思われる4頁目の⑩においても、原告の主張

する訴訟物の内容は明確ではないため、原告に対し、以下の点についての釈明を求める。

請求の趣旨の第1項に記載の喫煙ルームの廃止を求める請求について、訴訟物（具体的な法令上の根拠、権利の内容等）を明らかにされたい。

以 上